

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

採用・内定時の労務管理上の注意点

＜内定による労働契約の成立＞

発行日：2011年4月30日 No.80

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5
ヒロビル 2F
TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
URL：http://www.ys-office.co.jp

「採用内定取消し 287 人、入社時期繰下げ 1,883 人」
4月28日、厚生労働省は東日本大震災の影響により、採用内定取消しや入社時期の繰下げを受けた新規学卒者の人数等を発表しました。こうした状況を踏まえ、被災地域の雇用環境の悪化を食い止めるため、被災した新卒者等に限定した求人の受付や雇用した企業への助成制度の新設等の施策も講じられています。本号では採用・内定をテーマに取り上げ、労務管理上の注意点について解説します。

1. 採用に関する法律上の制限事項

労働者が職業選択の自由を有するのと同様、企業も経済活動の一環として行う契約締結の自由を有するため、原則採用の自由は認められています。労働基準法でも労働者の国籍、信条、社会的身分を理由とした労働条件の差別は禁止されていますが、採用に関する制限はありません。しかしながら、完全に自由というわけではなく、以下の法律により一定の法的制限があります。

(1) 男女雇用機会均等法

募集・採用について性別にかかわらず、均等な機会を与えることが義務づけられています。したがって、女性限定で事務員を募集したり、年齢・婚姻の有無等について男女で違う条件をつけたりすることは禁止されています。なお、これは機会の均等であって結果の均等ではありません。

(2) 障害者雇用促進法

法定雇用率(民間企業 1.8%)を上回るように障害者を雇用しなければなりません。つまり、56人以上の労働者がいる場合に、最低1人の障害者を雇用する必要があります。

(3) 雇用対策法 <年齢>

募集、採用の際は年齢にかかわらず、均等な機会を与えることが義務づけられています。ただし、若年者の長期継続によるキャリア形成を目的とした新卒採用や、知識・技能の伝承のため、不足している特定年齢層の特定職種の労働者に限定して採用する場合等は例外として年齢で区切ることを認められています。

(4) 雇用対策法 <外国人雇用>

外国人の雇用時にはパスポートや外国人登録証明書等により、在留資格、在留期間等を必ず確認しなければなりません。確認を怠り不法就労させてしまった場合は事業主も処罰の対象になることがあります。また、平成19年10月より外国人を雇い入れた場合にハローワークへの届出が義務づけられました。これは雇用保険加入者以外も対象となりますので、ご注意ください。

2. 「内定」の法的意味合い

【大日本印刷事件(最高裁判決・昭54.7.20)】

「被上告人(内定者)と上告人(会社)との間に、被上告人の就労の始期を大学卒業直後とし、それまでの間、本件誓約書記載の項目の採用内定取消事由に基づく解約権を

留保した労働契約が成立したと解する。」

内定については上記の考え方が基本とされ、特別な合意がなければ応募者に対する採用内定通知とこれに対する承諾により、労働契約が成立すると考えられます。しかし、この労働契約は従業員として雇用された後の労働契約とは異なり、あくまでも仕事を開始する時期を大学卒業直後とし、それまでの間に万が一誓約書記載の採用内定取消事由が発生した場合には企業が解約権を行使することができると考えられています。

3. 内定取消しが正当とされるには

企業による内定取消しが正当とされるには、採用内定当時知ることができないような事実であって、「解雇」と同様、その理由が客観的かつ合理的と認められ、社会通念上相当として認められる場合に限られます。

【内定取消しが正当と認められる主な事由】

- ① 学校を卒業できなかった場合
- ② 入社条件とされた免許・資格を取得できなかった場合
- ③ 健康状態に異常をきたし、勤務ができなくなった場合
- ④ 履歴書や誓約書等に虚偽の記載があり、その内容が採否の判断において重大なものであった場合
- ⑤ 事業所の休業等、新規採用を不可能とするような予測不能の経営状況の悪化がみられたとき、等

4. 内定取消しの際の留意点

上記の理由等もあり、やむを得ず内定取消しを行う場合、以下の点に注意する必要があります。

(1) 新規学校卒業者の採用内定取消しを行おうとする場合は、所定の様式により事前にハローワーク及び大学等の学校長に通知する。

(2) 内定取消しが2年続けて行われたり、または同一年度内で10名以上の者に対して行われた場合等は、企業名の公表が行われる場合がある。

内定から取消しに至る過程での説明不足を理由に企業が損害賠償を命じられた事例もありますので、慎重な対応が求められます。

— 今月の主な労務・税務関連手続き —

・労働保険年度更新の集計準備(申告は6/1~7/11)
→顧問先企業様には5月中に別途お知らせをします。

● コラム ●

6月15日(水)に「みたか身の丈起業塾第5期」で雇用管理について講義します。お知り合いで起業予定の方がいらっしゃいましたら、ご紹介いただくと幸いです。先日、三鷹の起業塾の関係者の方々とゴルフに行きました。そこで一緒に回った人の中に横河電機の元役員の方がいました。年齢をお聞きしたら、なんと86歳。ミスしても明るく笑い飛ばし、小柄な体でドライバーをびゅんびゅん振り回す姿に驚嘆しました。(山口)